

独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構懇談会

平成22年7月27日

【瀬口民間事業支援調整室長】 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構懇談会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私、国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長の瀬口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議の開催に当たりまして、委員の皆様にご了承いただきたい事項がございます。本日、当初ご出席予定の大垣委員から、今朝ほど急遽、やむを得ずご欠席をされるというご連絡をいただきました。したがって、本日のご出席の委員は4名ということになっております。本日は国土交通省独立行政法人評価委員会に定める会議に必要な定足数であります過半数を、4名ということで満たしていないということになりまして、正式な分科会ではなく、懇談会という形で開催させていただくこととなります。

このため、本日より予定しておりました議事の1「役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」、議事の2「平成21年度業務実績評価②について」、それから議事の3「役員退職金に係る業績勘案率について」、以上の3点の事項につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会規則に基づきまして、改めて本日よりご出席の委員も含めまして、書面にてご意見を確認させていただくという手続きを取らせていただきたいと思います。大変お手数をおかけして申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

また、村本分科会長は、本日、ご欠席でございますので、本日の懇談会の進行につきましては分科会長代理の角委員にお願いしたいと思います。

次に、本日の懇談会の公開についてでございますが、業績実績評価等に係ることが本日は議題となっておりますので、本日の会議は非公開とさせていただきます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下のように配付資料一覧という形で記載をさせていただいておりますが、本日は本体資料といたしまして資料1から資料6-4まで、各資料、右肩に資料ナンバーを振らせていただいております。それから、参考資料が、参考資料1-1から参考資料3までの資料をお配りしております。

それから、先日公表いたしました長期固定ローンの供給支援のあり方に関する検討会の報告書をご参考にお配りをさせていただいております。

以上の資料につきまして、欠落等ございましたら、会の途中でも結構でございますので、事務局までお申し出ください。

国土交通省及び住宅金融支援機構の出席者につきましては、お手元の座席表のとおりでございます。紹介にかえさせていただきます。

本日の議事は議事次第のとおりでございますが、先ほど申し上げましたように、業務実績評価等につきましては、書面による正式な手続が終了後、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の家田委員長に報告を行い、同意をいただいた後に最終的に確定をいたします。議事録につきましては、委員にご確認をいただきました上で議事要旨とあわせまして国土交通省のホームページに公表することといたしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 それでは、よろしくお願いいたします。まず、議事の（１）から始めますけれども、本日の各議事項目の概要につきましては、事前に事務局より各委員の皆様方にご説明されていると伺っております。そこで、時間の節約のために議事についてのご説明は簡潔にポイントを絞って行っていただくようお願いいたします。

それでは、議事（１）の役員退職金の業績勘案率の算定の方法についてのご説明を事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 それでは、私のほうから独立行政法人住宅金融支援機構役員退職金に係る業績勘案率算定方法について、説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、昨年の７月に制定されておりますが、今般はこの改正を行うというものでございます。内容的には、法人の業績に係るところを改正してございまして、平成２０年度までは、法人全体の総合的評価である業務運営評価結果が４段階でございました。したがって、それに応じた業績勘案率の区分も４段階としてございましたが、先般の分科会でもご説明しましたとおり、２１年度からは総合評価結果がＳＳ、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃの５段階評価になりましたので、これに対応する法人の業績に関する業績勘案率も５段階とすると、そういう見直しを行うということでございます。その余の個人的な業績や総合的な業績の判断の仕方については、昨年と変更はございません。

したがって、具体的な業績勘案率の算定につきましては、役員の在職期間のうち、

平成20年度分までの業績については、昨年のやり方で算出をして、平成21年度分については、この新しいやり方で算出をいたしまして、最終的にはそれを加重平均した数字を出していくということでございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご意見あるいはご質問等はございますでしょうか。

それでは、各委員の方からご意見、ご質問等がないということでございますので、議事の1の役員退職金の業績勘案率の算定の方法について、これにつきましては、懇談会といましては、原案どおりということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。それでは、先ほど事務局からもご説明がありましたように、議事1の役員退職金の業績勘案率の算定の方法については、この案で改めて書面によって皆様のご意見を確認させていただきたいと思っておりますので、その折にはよろしくお願いたします。

それでは、議事2の平成21年度業務実績評価に入りたいと思っております。業務実績評価につきましては、前回の分科会の終了後、国民の皆様からの意見募集も行っております。本日の分科会におきましては、この結果も踏まえまして、評価調書の内容について本懇談会としての結論を得たいと思っております。

まず、前回の分科会において、委員の皆様方からご質問のあった一般競争手続の導入に伴う経費削減の効果について、機構のほうからご説明をお願いいたします。

【住宅金融支援機構】 前回の分科会で委員の方からご質問のあった件についてご説明をさせていただきます。お手元の資料の参考資料1-4「一般競争手続の導入に伴う経費削減効果について」というのを見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、説明させていただきます。契約方法の競争性のない随意契約から一般競争手続に見直したことに伴う経費の削減効果は次のとおりというふうに試算しております。

「1 計算の方法」ですが、対象を「当該年度に一般競争入札（総合評価落札方式を含む）により契約したもののうち、前年度に競争性のない随意契約により契約しているもの」としております。計算方法については、競争性のない随意契約の場合の契約金額については、平成21年度における競争性のない随意契約の平均契約率が97%でしたので、これを予定価格に掛けまして、ここから一般競争入札の契約金額を引くということをしております。

四角点線で囲ってあるところを見ていただきたいのですが、これが計算方法の例ということになっております。●●の印刷及び製本と書いておりまして、予定価格を300万円とした場合に競争性のない随意契約の契約率が97%、入札による契約金額が240万としますと、300万円掛ける97%で、これは291万円となります。これから、入札による契約金額240万円を引きまして差額の51万円、こちらが入札での削減効果とする計算をしております。

次に「2 試算の結果」でございますけれども、平成20年度において100件を一般競争入札に付しております。これでいきますと、削減効果というのが一番右側のほう、(a) - (b) というところに書いてございますけれども、15.9億円ほどの削減効果があったと試算しております。平成21年度においては件数は8件ということになっておりまして、削減効果としては600万円と試算しております。

この試算によりますと、平成19年度における競争性のない随意契約100件を平成20年度に一般競争入札へ移行したことによる削減効果は、先ほど申しましたように、15.9億円であり、この移行がなければ平成20年度の契約金額は約523億円から539億円となるため、削減率は2.9%と考えられます。なお、競争性のない随意契約から一般競争入札の移行に伴い、入札関係資料の作成等で事務量が増加しておりますが、これに伴う人件費見合い分を試算すると、平成20年度はおおむね3,400万円程度のコストがかかったと考えております。

最後に、一般競争入札における総合評価落札方式の積極的活用ということでございますが、今般、事務または事業の性質や目的等から価格のみによる競争によりがたい場合は、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も有利な者を落札者とする総合評価落札方式による入札を積極的に実施しているということでございます。これによる入札は、平成20年度は7件だったところ、平成21年度は13件ということで6件ほど増加しております。以上が前回の分科会でご質問があったものについての回答でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。それでは、続けて事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、続きまして、業務実績評価調書について説明をさせていただきたいと思っております。前回の会議でご議論いただきました住宅金融支援機構の平成21年度業務実績評価調書についてでございますけれども、さきの分科会におきまして、今般のこの業務実績評価調書につきまして、個別の項目について評価あるいは表記を修正をすべきと

というようなご指摘はなかったものと理解してございます。

それから、各委員の皆様から書面によるご意見の提出というのを7月9日金曜日まで受け付けておりましたが、これにつきまして特段のご意見はございませんでした。

また、7月5日から7月20日までの間で、この業務実績評価調書案をパブリックコメントにかけておりましたが、これについても特段のご意見はなかったということでございます。

したがって、以上のことから平成21年度の業務実績評価調書案については、7月2日にかけてこの原案どおりでご承認をお願いしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。それでは、ただいま機構のほうと事務局からご説明いただきましたけれども、このご説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。議事進行をしている私が質問するのはちょっといかがなものかと思うのですが、細かいことで1点だけちょっと機構さんのほうに教えていただきたいのですが、この参考資料1-4の3番目の一般競争入札における総合評価落札方式、これは2番目の削減の中にこれも入っているのでしょうか。

【住宅金融支援機構】 入っております。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

それでは、議事の2につきましては、この平成21年度業務実績評価調書でございますけれども、懇談会としては原案どおりということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 はい、ありがとうございます。それでは、この議事2の平成21年度業務実績評価調書につきましては、懇談会としては原案どおりということでございますので、改めて書面にて委員の皆様方のご意見を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、評価調書の書き振り等につきましては、今後独立行政法人評価委員会での調整等もございますので、分科会長代理の私にご一任いただくというこの処理でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 はい、ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。

それでは、次に議事の3でございますけれども、役員退職金の業績勘案率についてのご説明を機構のほうからお願いをいたします。

【住宅金融支援機構】 私のほうから個別の役員退職金の業績勘案率につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料3をごらんください。今回ご審議いただきますのは、平成21年度に退職いたしました2名の役員の適用いたします業績勘案率の案についてでございます。

資料の裏、表裏になっておりますけれども、1枚目表のほうが〇〇元副理事長でございます、2枚目に〇〇元監事についての資料がついてございます。個々のご説明をいたします前に、役員退職金に適用する業績勘案率の仕組みにつきまして、2点ほどご確認をさせていただきますように思います。

まず1点目でございますが、役員退職金に適用する業績勘案率でございますけれども、法人の業績勘案率と個人の業績、この2つによって構成されてございます。これにつきましては、参考資料2-3というのがございますが、こちらのほうで定められておまして、各事業年度における法人の業績による勘案率に個人の業績による増減を加算することとされております。こうした上で、在職期間で加重平均をするという仕組みになっております。

もう1点といたしまして、業績勘案率の決定に当たりまして重要な構成要素となります在職年度ごとの法人の業績勘案率でございますけれども、21年度につきましては、先ほどご了解をいただいたAという総合評価をいただいたところでございます。19年度、20年度がどうだったかということでございますが、19年度につきましては「概ね順調」の評価をいただいております。「概ね順調」と申しますのは、先ほど国土交通省のほうから議案1としてご説明のありましたとおり、この19年度の「概ね順調」は、0.9に相当いたします。20年度については「順調」という評価をいただいております、これは1.0ということになります。これを在職期間で加重平均するという仕組みでございます。

なお、監事につきましては、その職務内容、機能等を考慮いたしまして、法人の業績勘案率1.0を適用するということが基本とされておりますので、これも申し添えておきたいと思っております。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、資料の3について、それぞれご説明をしたいと思います。まず、〇〇元副理事長でございます。〇〇元副理事長は在任期間が平成19年4月1日から平成21年7月27日までとなっております。この間の在職各年度の法人評価でございますけれども、19年度が0.9、20年度が1.0、21年度が1.0と

なります。したがって、これを在職期間に応じて加重平均いたしまして、小数点第一位未満を切り捨てた値、すなわち0.9ということになりますが、これが法人業績勘案率ということでございまして、このようにいたしたいと考えてございます。

次に個人の業績による増減でございますけれども、〇〇元副理事長につきましては、リスク統括を担当する理事として、平成19年4月、これは独法移行時でございますが、このときにリスク統括部を創設いたしまして、適切な個別のリスク管理を行うとともに、信用リスクでありますとか、ALMリスク、あるいはオペレーショナルリスクを管理する各委員会を設置いたしまして、統合的なリスク管理の実施に向けた体制を整備し、機構の抱えるリスクの洗い出しの実施結果や、機構の経営に影響を与えるビジネスパートナーの経営状況の管理体制につきましても、役員会に報告するなどの貢献をされたところでございます。しかしながら、これらの貢献事項を総合的に勘案いたしましても、個人業績を加算するというまでには至らないものと判断しているところでございます。

したがって、〇〇元副理事長につきましては、法人業績の勘案率を0.9、個人業績による増減はないものとしたしまして、結果、最終的な業績勘案率を0.9とすることを本懇談会にお諮りいたしたいと思っております。

続きまして、〇〇元監事でございます。〇〇元監事の在任期間でございますが、平成19年4月1日から、平成21年7月31日までとなっております。〇〇元監事に適用する法人業績勘案率につきましては、先ほども触れましたが、法人の財産や執行に携わる役員の仕事執行の状況を監査するといった監事の職務内容、機能等を考慮いたしまして、法人業績勘案率につきましては、各年度の法人の業績評価にかかわらず1.0としたいと考えてございます。

次に、個人の業績による増減でございますけれども、同氏は独立行政法人通則法第19条第4項に定められております業務監査の適切な実施でございますとか、あるいは重要な会議へ出席し意見を述べるということで、機構の適正な業務の運営に貢献していただいております。

一方で、賃貸住宅貸付に関連いたしまして、平成21年10月に会計検査院から処置要求等を受けているところでございます。この検査院からの指摘と監事としての職務との関係でございますが、監事在任中に実施したこの賃貸貸付業務に係る業務監査については、担当部署が目標としておりました事業推進でございますとか、債権の管理回収等に重点を置いて行われていたところでございまして、その監査自体は適正に行われておりましたが、

監事が本事案を察知することはできなかつたものと考えております。

したがいまして、これらの状況と先にご紹介しました決算、業務監査の適切な実施や重要な会議へ出席し意見を述べる等の監事としての職務を誠実に全うしていただいた部分とを総合的に勘案いたしまして、個人業績につきましては減算するまでには至らないものと判断したところでございます。よって、〇〇元監事につきましては、法人業績勘案率を1.0、個人業績による増減はないものとして業績勘案率を1.0とすることを本懇談会にお諮りしたいと思っております。

以上、2名の退職役員の業績勘案率につきまして、参考資料2-3のほうにもございます「国土交通省所管独立行政法人役員退職金に係る業績勘案率について」の2の(1)に基づき、関係資料を本懇談会に提出します。

私からの説明は以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【委員】 ご質問というほどのものではないんですけども、業績勘案率のほうの参考資料の2-3のほうでは、1.0を超えるときには、過去の業績とは明確に差があることを、その差を客観的、具体的に明確に説明できなければならないというところがあるんですけども、1.0と0.9のところに関してはちょっとお話を伺いただけでは、具体的明確な、もともとその数値目標というのが非常に取りにくい、独立行政法人の特徴かと思えますけれども、その0.9と1.0のここまで具体的、客観的でなくても下げるほうなので、ある意味でここまで明確でなくてもいいかと思えますけれども、何らかちょっと指標になるようなことが、こういう場合は1.0で、こういう場合は0.9なんだということがもしございましたら、追加で説明いただければわかりやすいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【住宅金融支援機構】 お答えになるかどうか、わかりませんが、今まであまたある独立行政法人の中で、監事につきまして、個人業績が0.9になったという例がまれにあったようでございまして、そういうところも勘案しながら今回1.0とさせていただいております。その例というのは、例えば財務諸表での重要事項について見落としがあったとか、あるいは組織における不正でございますね、ここに見落としがあったとか、こういった場合に0.9が他法人においてつけられているようでございます。今回の私どものこのバリアフリー賃貸に関する事例は、そこまでは至らないということで、1.0が妥当であろう

というふう判断をさせていただいているところでございます。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 ありがとうございます。それでは、議事の3、役員退職金の業績勘案率について、これにつきましては懇談会としては原案どおりということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 はい、ありがとうございます。それでは、この議事の3の役員退職金の業績勘案率については、今、懇談会としてご承認をいただきましたこの案で改めて書面にて皆様、委員の方々のご意見を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事は、これからは報告になりますけれども、議事4の報告に入りたいと思います。まずは報告の①でございますけれども、①について機構のほうからご説明をお願いいたします。

【住宅金融支援機構】 私のほうから報告の①でございますが、住宅融資保険に係ります責任準備金の考え方の見直しについてということでご報告をさせていただきたいと存じます。資料4をごらんいただきたいと存じます。

資料4を1枚おめくりいただきたいと思っております。住宅融資保険につきましては、当機構と民間の金融機関との間で保険契約を締結いたしまして、民間金融機関の住宅ローンにつきまして、これが事故になった場合には金融機関に保険金をお支払いするという制度でございます。この住宅融資保険の当機構の勘定におきましては、この1ページの一番上に書いてございますが、各保険関係につきまして毎事業年度末時点における未経過期間分の保険料につきましてこれを計算し、これを責任準備金という形で積み立てをさせていただいております。

このようなこれまでのやり方に関しまして、21年度からの新たな実施事項でございますが、1と2と書いてございます。1つはリバースモーゲージに係ります保険関係、もう一つは2に書いてございますが、第2次補正予算におきまして補助金を原資といたしまして保険料率の引き下げを行いました保険関係、この2つの新たな実施事項に関しまして保険関係につきまして、最初に申し上げました未経過期間分の保険料の積み立てに加えまして、追加的な責任準備金の積み立てを行わせていただきたいということで考え方を変更した部

分がでございます。これに関しましてのご報告でございます。

今申し上げました2つの平成21年度の新たな実施事項のうち、1つ目のリバースモーゲージに係ります保険関係につきます資料が2ページのところでございます。リバースモーゲージに係ります保険関係につきましては、住宅融資保険を付保いたしました住宅ローンの元金につきまして債務者の方が死亡されるまで減少しないという制度でございます。したがって、未経過期間分の保険料、これがこれまでのやり方でございますが、これに加えまして、既経過期間分の保険料のうち保険引き受けコスト全額につきまして、リバースモーゲージに係る保険関係の場合には、これを責任準備金として積み立てをさせていただきたいということでございます。

下に絵がかいてございますが、これまでのやり方を前提にいたしますと、その一番下の部分、太線で囲ってある部分のうち、右側の白い部分が責任準備金として積み立てを行うこととなりますが、これに加えまして、リバースモーゲージに係ります保険関係につきましては、既経過部分でありますその左側の黒塗りの部分というものも合わせて、責任準備金として積み立てをさせていただきたいということでございます。

これが、1つ目でございますが、2つ目の第2次補正予算におきまして補助金を原資といたしまして、保険料率の引き下げを行うという制度を実施してございます。この関係の資料が3ページにございます。3ページを見ていただきますと、このような補助金により保険料率を政策的に下げさせていただいている部分に関します保険関係につきましては、その上を書いてございますが、これまでの考え方によります未経過保険料に加えまして、この保険料率の引き下げの原資といたしまして措置をされました補助金につきましても将来の債務の履行に備えるために金融機関から徴収をさせていただきました保険料と同様の考え方によりまして、補助金に関しましても、未経過期間につきましては、保険料相当分を責任準備金として積み立てさせていただきたいということでございます。

なお、その下、アスタリスクが書いてございますが、この保険料率引き下げのための補助金につきましては、当初にすべて一括で今年度分が措置されているということを前提にこのような措置をさせていただきたいということでございますが、下に絵を書かせていただいております。これまでの考え方によりますと、一番下の部分、金融機関から徴収する収入保険料につきまして、その太線の枠内の白塗りの部分を積み立てることに、これまでのやり方だとなるわけでございますが、これに加えましてその上側の保険料率引き下げのための補助金という形で受け入れをさせていただいた部分も未経過部分に関しましては

責任準備金として積み立てをさせていただきたいということでございます。

このような2つの考え方の見直しを行いたいと思っておりますが、これに関しましては、最後の4ページのところに、省令の改正内容ということで資料をつけさせていただいております。このような責任準備金の積み立てに関しましては、現行、これまでの取り扱いにおきまして、そこに書いてございますように支援機構の業務運営並びに財務会計に関する省令というものの13条に規定がございまして、これによりまして、未経過期間分を積んでいたわけでございますが、今申し上げました2つの新たな実施事項に対応するために省令改正をしていただきまして、改正後の条文が、13条でございますが、下に書いてございます。先ほど申し上げました補助金の関係またリバースモーゲージの関係を規定をしていただき、これが本年5月31日に公布・施行され、このような取り扱いにつきまして、機構の21年度決算から適用させていただいているというところでございます。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員】 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 補助金の部分も積み立てられたのでより安全になるという改正の内容かというふうに判断しておりますけれども、一般の保険会社様の責任準備金の積み立ての考え方で違うところがあれば、違うところと、逆に十分なのかというところの説明をいただきたいと思います。

【住宅金融支援機構】 私ども先ほどもご説明しましたように、基本的に未経過保険料方式ということで、経過部分は収益化し、未経過部分を準備金として積み立てさせていただくという形でございますが、民間の金融機関、現在我々もいろいろ調査検討をしておりますけれども、基本的には将来の収支をいろいろ分析しながらその時点その時点で必要な将来分の準備金というのを積むというのが基本的な考え方であろうと思います。それに関しまして、我々は未経過保険料方式ということで経過年数に応じて責任準備金の必要額を計算しながら積み立てをさせていただいておりますが、住宅ローンのもと民間の金融機関におきます住宅ローンのデフォルトのカーブ等々のありようも見ながら、今後、我々の中で、民間の金融機関の取り扱いも参考にし、将来の収支の分析等も加味しながら、これからの責任準備金のあり方がこれまでの考え方と違った考え方があるかどうかも含めて、検討させていただいているというところでございます。

なお、先生からご指摘のございました補助金の部分に関しましては、まさに金融機関からの保険料とは別に国からの補助金という形で受け入れておりますので、このような形で措置させていただきましたが、形態としましては保険料の我々機構にとってみると減収分といたしますか、政策的な引き下げ分を補助金で埋めている、まさに保険料の一部というような考え方でございますので、このような扱いをさせていただいているということでございます。

【委員】 はい、わかりました。ありがとうございました。

【委員】 この点、事務局のほうから何かつけ加えること等がございましたら、責任準備金の積み立てについては省令等で決まっているようでございますので、何かございましたら。

【事務局】 責任準備金の積み立て方につきましては、おっしゃるとおり省令で決まっております。しかし、今の住宅金融支援機構の中でのいろいろ見直しに合わせまして仮に省令等を変えなければいけないということになれば、これはまた相談していきながら対応していくということかと思いますが、まずは、今後の責任準備金の積み方について、今の方式のままでよいのかどうかということにつきまして、機構のほうで検討していただく必要があると考えております。

【委員】 どうもありがとうございました。そのほか、ご質問、ご意見等、ございますか。大丈夫でしょうか。

【委員】 ありがとうございます。それでは、続いて報告の2に移りたいと思います。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、国土交通省から、出資金の国庫納付について説明をいたします。資料5を用いて説明をいたします。

出資金の国庫納付につきましては、昨年第1次補正予算の見直しにおいて、出資金の返納が閣議決定されました。本日はその内容と状況を簡単にご説明した後に、その手続についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、国庫納付する出資金の内容についてですが、参考資料、パワーポイントがございますので、4ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度第1次補正予算の見直しですが、ポイントはまず4,030億円の出資金を措置いたしましたが、その出資金の内容ですが大きく2つございます。一つは、フラット35の融資率上限の見直し等の制度拡充によるもの、もう一つは、事業量自体を拡大させたことによるもの、この2つに

ついでに補正予算ですが、制度の拡充については、出資金を維持し、事業量を拡大したもののについて現実に見込まれる事業量を精査して、活用が見込まれない出資金について国庫に返納すると、こういうことをいたしたのが見直しの内容でございます。

ポイントが下に※で4つほどありますが、その2つ目ごらんいただきたいと思います。ここに書いてありますように制度拡充については一切見直しを行わずに、事業量のみを見直しました。また、事業量に応じて、ほぼ比例的に出資金の所要額ということが定まりますので、活用が見込まれない出資金を返納するというにしましたものでございます。

具体的には上の表に事業ごとに簡単な表をまとめておりますけれども、フラット35について例を申し上げれば、補正予算で2,600億円の出資金を措置いたしましたけれども、その当時の想定が年間で20万戸の事業が見込まれると、20万戸の事業にも対応できる出資金を用意いたしましたけれども、見直しの時点で、昨年秋ですが、年間約6万戸程度と見込むということで活用が見込まれない分、2,000億を返納見込み額といたしたものでございます。なお、その隣りに、21年度の実績が書いてありますが、フラット35については、8万戸強ということですが、現実にはこれは申請ベースですので、実績はこの約8割程度となるということでほぼ見合いの実績となっておりますということでございます。

このように、フラット35、融資保険、まちづくり融資について、事業量が想定を超えるものについては返納せず、想定より下回るものについては返納するというで、2,300億円を返納見込み額として閣議決定をしております。

※の2番目ですが、このような出資金を返納して現実に市場あるいは資金繰りに影響がないのかという点ですけれども、※の3つ目ですけれども、この執行見直しの報道発表の直後に市場関係者への説明会を開催いたしまして、市場については、事業に必要な出資金が確保されていることについて、理解をいただいております。

※の4つ目ですけれども、今般返納することとしている出資金2,300億円、6月時点では債券で1,600億円余、現預金で約700億円を保有していたわけですけれども、その現預金の一部をMBSを買い取る際のつなぎ資金として活用したことはありますけれども、このつなぎ資金というのは、短期借入れ枠、支援機構で約6,000億程度でございます、こういうような枠を活用することで対応可能ですので、本出資金を返納したとしても、資金繰りに支障を来すことはないというふうに考えております。これが返納の内容でございます。

資料の1ページ目に戻りまして、今後の手続についてですけれども、1ページの「2.

国庫納付の手續について」というところですが、出資金を国庫納付することにより減資するには、法律の規定が必要になります。そして、今般独法通則法を改正いたしまして、これが5月28日に公布をされまして、施行はその後6カ月以内ということでもまだ定まっておられません。

改正手續の内容についてですが、その下に図がございます。不要財産を返納するには、真ん中にありますように主務大臣による認可が必要になります。その認可に先立ちまして、独法評価委員会への意見聴取が必要ということが定められております。その意見聴取をして支障がないという意見を聴取した後に、主務大臣による認可をして、国庫納付、そして減資をすると、このような手續になります。現時点では、有価証券の売却まで実態上の手續は進んでおりまして、改正独法通則法施行後に速やかに独法評価委員会の意見を改めて聴取をいたしまして、主務大臣による認可、国庫納付、減資というように進めてまいりたいと思っております。

なお、参考までに、法律と合わせて、省令改正を2点しております。1ページの下に①②と書いておりますけれども、1つは国庫納付する不要財産については、主務省令で定めるとの規定がございまして、主務省令で今回「金銭」というものを定めております。

2番目ですが、2,300億円を国庫納付するに当たり、機構はその一部を先ほど申し上げましたとおり、約1,600億円を満期保有の国債で持っております。これを売却して現金化する必要がありますが、現在の、従来の独法会計基準に従った措置をした場合、売却した債券と同じ年度に購入した残りの国債について、すべて満期保有という目的ではなくて、目的の変更があったものとして、時価評価の対象になってしまう。これを回避するために省令を改正いたしまして、不要財産の返納の目的に伴って売却したものについては、その余の、残った債券についても目的の変更はないと、満期保有のままの債券として取り扱おうと、このような特例を設けております。

なお、今後の手續ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、独法通則法がまだ施行されておられません。具体的には11月下旬以降になる見通しでございますが、本日、国庫納付の概要、そして手續の流れについてご説明をさせていただきましたので、正式な評価委員会への意見聴取につきましては、独法通則法の施行後に電子メールによる照会形式で行わせていただきたいと思いますと考えております。

私からの説明は以上です。

【委員】 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、

ご質問等はございますでしょうか。

すみません、何か議事進行をしている人がしゃべってしまうのはよろしくないんですが、国庫返納の手続きについて、一般論としてですけれども、ものすごく市況が悪くてキャッシュに換えられないというような状況が出た場合というのは、どういうふうなプロセスになるのでしょうか。

【事務局】 例えば、有価証券を売却した際に損が出てしまったというようなケースでございますか。

【委員】 ええ。

【事務局】 これは、制度をつくり出すときにいろいろと議論がございましたけれども、結論を申しますと、やはりここで金銭で幾ら返納と決めますと、その金額を用意していたかなければいけないというようなルールになってございます。

ただ、今般この措置を講じますときに、機構が売却を行う時期の選択肢が広がるように、この省令の施行自体は独法通則法に合わせてやらなければならないんですけれども、株式の売却のところにつきましては公布後直ちに行えるように附則で措置を講じるというようなこともやっております。

【委員】 はい、どうもありがとうございます。キャッシュを作ることは、マーケットの状況に左右されるのでなかなかシナリオをつくるのは大変ではないかと思います。一般論の質問ですみませんでした。

【委員】 これは国庫納付についてという、それで手続のことについてご説明があったと思うんですが、そもそもの話で申しわけないんですが、資料の4ページのところで、1次補正予算なので今年の6月か7月ぐらいだったと思うんですけれども、この経済危機対策で、補正予算でこれだけの大きいお金が出資金として入ってきて、フラット35の想定事業量が、補正後約20万戸、これまでの実績から考えると、ちょっと何か考えられない数字で、実際の実績としても8万ちょっとぐらいで、補正執行後の見直し分が約6万戸で、返納見込み額が2,000億という形で、ほかのところも修正があって、2,300億返納するという形になっていると思います。

この説明はほんとうに手続のことなんですが、そもそもやっぱりこちらの※印にあるとおり、貸し倒れ急増の信用リスクへの対応とかそういうこともありますけれども、やっぱり経済危機対策だったのに、そこでいっぱい、あの経済危機の状況で、普通の国民の人もたくさん住宅ローンを組むような状況にあったかというところとそうでもなくて、何か出資金

を取ってくるための結果的に20万戸みたいな、すみません、何かそんなような気がして
ならなくて、結局この返納したお金は、国庫に返納するんでしょうけれども、今年やって
いるフラットの金利引き下げの優遇の1%の部分はまた税金が原資なので、一回返したお
金をまた当初10年間の優遇の部分で国のほうから補助金が入ってくると、確認なんです
が、そういうスキームになっているものなのですか。

【事務局】 まず、この第1次補正予算はご指摘のとおり去年の6月にセットしたもので
ございます。そのときの20万戸というのは当時の長期固定ローンのニーズが顕在化し
たときに最大限こたえ得る事業量として20万戸分を設定したんですが、やはり結果的に
見ればこれは過大であったということになります。それを、1次補正予算執行見直しの時
点で過大な分をお返しするというのを決定したものです。

この2,600億円の1次補正予算というのは、10割融資あるいは優良住宅の拡充とい
うことで、1次補正予算として国会の審議を経て出資金を支援機構に手当するというこ
とを決めたものです。その後の2次補正予算については、また別の経済対策として1%引き
下げということを打ち出しまして、それについて国会の審議を経て、支援機構に導入した
ということでもやはり同じ支援機構の業務でありますけれども、支援機構の中で単独の判断
で1次補正予算の拡充で使おうとしているお金を1%引き下げに使うということではなく、
1回国に返して、また改めて必要かどうかというのを国会の予算で審議をしていただくとい
う手続で、そういう意味で遠回しに見えるかもしれませんが、手続的には、予算
の審議をそれぞれ経ていると、そういう仕組みになっております。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 それでは、よろしいでしょうか。あとご質問、ご意見等は。ありがとうござ
いました。

なお、事務局のほうから先ほどご提案がございましたけれども、この不要財産の国庫納
付について関連する本分科会の正式な意見聴取手続は、改正独法通則法の施行後に電子メ
ールによる照会形式で行わせていただきたいということでございますので、電子メールで
の照会形式ということで、今後進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、今度、報告の③に移りたいと思います。勘定間融通の実施についてござい
ますけれども、まずは機構のほうからご説明をお願いいたします。

【住宅金融支援機構】 私より勘定間融通等の実施についてご説明させていただきます。資料の6-1、6-2、6-3を続けて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料6-1でございます。住宅金融支援機構勘定間融通等の実施についてでございます。旧公庫の住宅ローン債権を管理する既往債権管理勘定では市場の金利水準が非常に低いこと等のため、顧客からの期限前の繰り上げ償還が非常に増加しております。これに伴い、財政融資資金の償還期日が到来するまでの間、同勘定に資金が1.5兆円程度一時的に積み上がるというような見込みになっております。この資金につきまして、以下の措置により目的のない多額の資金を滞留することのないように対応していく予定としております。

2つございますが、まず、①でございます。財政融資資金の繰上償還ということで、こちらにつきましては、平成23年度から実施したいということで現在財務省と調整しているところでございます。

それから、既往債権管理勘定については、平成26年度以降後半に資金不足に陥る見込みであることから、それまでに償還が終了する財政融資資金について金利水準を勘案しつつ、最大限の繰上償還を実施する予定としております。

次に②でございますが、証券化支援勘定で必要な資金として融通を行うということで、財政融資資金への繰上償還を実施した後、残った残余の資金につきまして、最大約1兆円を関係省令等の改正後に融通をしたいと考えております。短期のつなぎ資金と長期の資金、3年間の融通を行うこととし、長期につきましてはS Bの金利相当で融通を行うことを考えております。

それから、証券化支援勘定においては、債券発行の減少により債券発行費用がこれに基づきまして12億円程度改善される見込みでございます。また、既往債権管理勘定においては、勘定間融通をせずに短期運用する場合と比較しますと、100億円程度の財務改善効果がある見込みとなっております。こちらが、資料6-1でございます。

続きまして、資料6-2でございますけれども、融通期間が1年を超える勘定間融通は長期借入金に該当するため、機構法に基づき主務大臣の認可が必要となります。主務大臣が認可する場合には、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聞かなければならないことになっておりまして、当該勘定間融通について議事とするものでございます。

なお、今回は省令改正が行われていないため、事前の報告として、省令改正後に改めて

正式な議事とさせていただきたいと思っております。長期借入金に関する意見聴取は既に3月の分科会で行っておりますけれども、今後の変更事項は勘定間融通に伴い、他勘定借入金新たに2,097億円発生することを予定しております。これが、6-2の説明でございます。

続きまして、6-3でございますけれども、長期借入金等の平成22年度償還計画の変更についてでございます。償還計画についても主務大臣の認可が必要となりまして事前に独立行政法人評価委員会の意見を聞く必要があることになっております。今般の償還計画の変更は、勘定間融通の実施に伴い、長期借入金として他勘定からの借り入れを行うことによるものでございます。

なお、他勘定借入金の償還ですけれども、平成23年度以降に発生する予定であるため、平成22年度の償還計画額には変更は生じないことになっておりますが、別紙のとおり年度末の残高等に変更が生じることから改めて主務大臣の認可が必要となるため、今般委員会の議事としてお願いしたものでございます。別紙を見ていただきたいのですが、別紙1のほうは、当初計画で、何も変わっておりませんが、別紙2のほうを見ていただきますと、表の長期借入金のところの上から6行目、他勘定資金ということでございまして、こちらの残高として、一番右でございますけれども、2,097億円が償還未済予定額に載ってくるようになっております。

以上が私からの説明です。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、続けて事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】 補足をさせていただきます。機構のほうから説明のあった勘定間融通につきましては、先ほど説明の中にもありましたように資料6-4の省令改正が必要でございますが、この省令改正作業はまだ進行中ございまして、来月の公布を目指して鋭意努力しているところでございます。一方、22年度の長期借入金の額、償還計画の変更内容と勘定間融通の実施に伴う実質的に必要な変更内容につきましては、これはもう固まっているということでございますので、本日の懇談会におきましては、このような内容についてご理解いただいた上で、できますれば正式な意見聴取手続については、改正省令の施行後、8月下旬以降になると思っておりますけれども、電子メールによる照会形式で行わせていただければありがたいと考えております。

【委員】 ありがとうございます。ただいまのこの勘定間融通の実施についてのご説

明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【委員】 何も問題がないように思うんですけども、何か問題になるようなことが逆にあるんでしょうか。何かネックになるようなことがあったんでしょうか、すみません。

【住宅金融支援機構】 問題点は何もないと考えておりますので、こういうことをやらせていただきたいと思います。既往債権管理勘定に多額の現金が残っているというのはいろいろ問題がありますので、そこをいかに有効活用して、機構の財務改善に努めるかということを念頭においております。

【委員】 今、〇〇委員がおっしゃったように問題はないと思います。後は、金額が妥当かどうかというご判断をなさったんだと思いますけれども。

【委員】 はい。

【住宅金融支援機構】 金額につきましては、これからいろいろとまた、市場金利によってどのくらい戻ってくるかありますので、特に中身のところを勘案しながら適切にやっていきたいと考えております。

【委員】 ということでございまして、ありがとうございます。なお、先ほど事務局から平成22年度の長期借入金の金額あるいは償還計画の変更については、本分科会の正式な意見聴取手続が必要でございますけれども、それにつきましては、改正省令案の施行後に報告の②と同様に電子メールで行わせていただきたいというご提案がありましたので、この③の勘定間融通の実施についてもそのような形で進めさせていただくということによるのでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。ということで、本日の議事は以上でございます。

それでは、議事進行について事務局にお返しいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 本日は長時間のご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。本日の審議内容等につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様にお諮りしたいと思います。その上で公表させていただきます。

なお、冒頭に申し上げましたように本日懇談会という形で開催させていただくことになりましたので、後日改めまして本日ご出席の委員も含めまして書面にて、本日の審議事項につきましてはご意見を確認させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い

いたします。

以上をもちまして独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会懇談会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —